

○八王子市特定商業施設の出店に伴う生活環境保全に関する要綱

平成13年6月1日施行

改正	平成17年4月1日	平成19年4月1日
	平成20年5月1日	平成21年4月1日
	平成29年4月1日	令和4年(2022年)4月1日
	令和8年(2026年)7月1日	

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市における特定商業施設の出店に関し必要な事項を定め、その周辺の地域の生活環境を良好に保持することにより、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(要綱の位置付け)

第2条 この要綱に基づく指導は、八王子市行政手続条例(平成7年八王子市条例第28条)第2条第6号に規定する行政指導とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定商業施設 一の建物(屋根、柱又は壁を共通にする建物(当該建築物が公共の用に供される道路その他施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分)及び通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物を含む。)内において、小売店、飲食店、興行場又は音楽・映像記録物賃貸業を営む施設等であって店舗面積が500平方メートル以上(午後11時から午前6時までの間において営業を営む場合は、300平方メートル以上)のものをいう。
- (2) 店舗面積 営業を行うための一の店舗の用に供される床面積をいう。
- (3) 出店予定者 特定商業施設の新設(店舗面積の変更又は既存の建物の用途の変更及び営業時間の変更により特定商業施設となる場合を含む。)をする者(建物設置者)及び特定商業施設において営業を行う者をいう。
- (4) 近隣住民等 特定商業施設の敷地境界から100mの範囲に住所を有する者、同範囲で事業を営んでいる者及び同範囲にある事務所又は事業所に勤務している者をいう。

(適用除外)

第4条 立地又は営業時間について、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受ける特定商業施設については、この要綱は適用しない。

(出店予定者の責務)

第5条 出店予定者は、特定商業施設の設置及び運営に当たり、地域の街づくりとの調和を図るとともに、周辺地域の生活環境に与える影響について事前評価を行い、周辺地域

の生活環境を良好に保持し、地域に貢献するよう努めなければならない。

(特定商業施設の新設の届出)

第6条 出店予定者は、特定商業施設を新設しようとするときは、新設する日の5月前までに、特定商業施設出店計画届出書（第1号様式）に別表第1に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(説明会の開催等)

第7条 出店予定者は、前条第1項の規定による届出をした日以降遅滞なく、出店予定敷地内の見やすい場所に出店計画のお知らせ（第2号様式）により届出事項の概要を掲示するとともに、前条第1項の規定による届出をした日から2月以内に、近隣住民に対して説明会を開催し、その周知をし、当該出店に関し十分理解を得られるよう努めなければならない。

2 前項の掲示は、第10条第5項に規定する協議完了の通知を受理した日以降に撤去するものとする。

3 第1項に規定する説明会の周知は、郵便ポスト等への戸別配布によって行うよう努めるものとする。

4 出店予定者は、第1項の規定により説明会を行ったときは、別表第2の書類を添付し、特定商業施設近隣説明報告書（第3号様式）により速やかに市長に提出するものとする。

(近隣住民等との協議)

第8条 出店予定者は、前条第1項の規定による説明会の開催後4週間以内に近隣住民等から協議の申し入れがあったときは、誠意をもって協議に応じ、周辺地域の生活環境を良好に保持するよう努めるものとする。

2 出店予定者は、前項の規定により協議を行ったときは、特定商業施設近隣協議報告書（第4号様式）により速やかに市長に提出するものとする。

(特定商業施設の変更の届出)

第9条 特定商業施設において営業を行う者は、営業時間の変更又は周辺地域の生活環境に影響を与えると認められる変更を行おうとするときは、変更を行う日の2月前までに特定商業施設変更届出書（第5号様式）に別表第3に掲げる書類を添え、市長に提出するものとする。

2 前項の届出をしたときは、特定商業施設の見やすい場所に、届出をした日以降遅滞なく変更内容の概要を掲示することにより、近隣住民に対して周知を図り、十分な理解を得られるよう努めるものとする。また、届出内容が周辺地域に与える影響が大きいと認められるものであるときは、説明会を開催するものとする。

(市との協議)

第10条 市長は、第6条並びに前条第1項に規定する届出を受けたときは、出店予定者と協議を行うものとする。

2 市長は、前項の協議にあたっては、適宜八王子市大規模小売店舗立地協議会設置要綱

に定める大規模小売店舗立地協議会（以下「協議会」という。）に諮るものとする。

- 3 市長は、第1項の協議にあたり、必要に応じて近隣住民、関係団体等から意見を聴取することができる。
- 4 市長は、必要に応じて関係行政機関から意見を聴取し、又は協議会への出席を要請することができる。
- 5 市長は、協議会の審議結果を踏まえ、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすことがないと判断したときは、協議完了の通知（第6号様式）を行う。

（指導）

- 第11条 市長は、出店予定者がこの要綱に定める手続きを行わなかった場合はこれを行うよう指導するものとする。
- 2 市長は、出店予定者が前条の協議を行った後、特定商業施設の立地等が近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼすことが予想され、改善若しくは是正が必要と判断したときは、必要な措置を行うよう指導するものとする。
- 3 前2項の指導に当たっては、適宜協議会に諮るものとする。

（閲覧等）

- 第12条 本要綱第6条、第9条第1項による届出又は報告は、経済産業部商業観光課において閲覧に供するものとする。
- 2 閲覧日は、次に掲げる日を除く日とする。
 - （1）土曜日
 - （2）日曜日
 - （3）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
 - （4）1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで
- 3 閲覧時間は、午前8時30分から午後5時00分までとする。

（その他）

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年6月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定は、平成13年11月1日以降に特定商業施設を新設しようとする場合に適用する。
- 3 第10条の規定は、平成13年6月29日以降に特定商業施設について営業時間の変更又は周辺地域の生活環境に影響を与えると認められる変更を行おうとする場合に適用する。

附 則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年５月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年（２０２２年）４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年（２０２６年）７月１日から施行する。

別 表 第 １（第６条関係）

(1) 周辺案内図
(2) 建物の配置図
(3) 建物の各階平面図
(4) 建物の立面図
(5) 必要な駐車台数を算出するための来店自動車台数等の予測結果及びその算出根拠を記載した書類
(6) 来店自動車を案内する経路及び方法など、駐車場の出入口の数・位置・形式を決定するための必要な事項を記載した書類
(7) 駐輪場の台数（自転車、原付）及び算出根拠を記載した書類
(8) 駐車場の台数（自動二輪車）及び算出根拠を記載した書類
(9) 駐車場および駐輪場の管理方針
(10) 関連する道路の交通量
(11) 特定商業施設における商品等の搬出入を行う自動車の台数及び荷捌きを行う時間帯を記載した書類
(12) 遮音壁の位置及び高さを示す図面
(13) 冷却塔、送風機又は冷暖房設備の室外機の使用時間帯及びその位置を示す図面
(14) 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果及びその算出根拠を記載した書類
(15) 夜間において、営業、営業関連機器の使用又は施設の運営に伴い騒音の発生が見込まれる場合にあっては、その騒音発生源ごとに騒音レベルの最大値を予測した結果及びその算出根拠を記載した書類
(16) 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等排出量等の予測結果

及び算出根拠を記載した書類
(17) 廃棄物等のリサイクルの方針を記載した書類
(18) 地域の防犯や青少年の非行防止への協力内容を記載した書類

別 表 第 2（第7条関係）

添 付 書 類	(1) 説明会開催時に配布した資料 (2) 説明会出席者名簿 (3) 説明会開催を通知した文書（チラシ等） (4) チラシ等の配布エリア図
---------	--

別 表 第 3（第9条関係）

1 変更内容を説明する書類
2 特定商業施設の概要を説明する書類 (1) 特定商業施設の名称 (2) 営業内容 (3) 特定商業施設の延床面積及び店舗面積 (4) 特定商業施設の配置に関する事項 (ア) 駐車場（自動車）の位置及び台数 (イ) 駐輪場（自転車・原付）の位置及び台数 (ウ) 駐車場（自動二輪車）の位置及び台数 (エ) 荷捌き施設の位置及び面積 (オ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (5) 特定商業施設の運営方針に関する事項 (1) 開店時刻及び閉店時刻 (2) 駐車場において来客自動車が駐車することができる時間帯 (3) 駐車場における自動車の出入口の数及び位置 (4) 荷捌き施設において荷捌きを行うことのできる時間帯 (6) 周辺案内図 (7) 建物の配置図 (8) 建物の各階平面図 (9) 建物の立面図